

お 願 い

法改正以後、確認申請事前審査が遅滞しており、皆様には大変ご迷惑をおかけしております。この現状を早く解消できるように、弊社では当面の間、以下の通り業務体制の見直しをさせて頂くこととなりました。

皆様のご協力が必要となりますので、ご理解の程よろしくお願い致します。

1 . 新規物件及び一般的な法解釈のご相談・事前審査又は確認を提出して頂いている物件に関する相談及び訂正確認・検査に関する相談等について

窓口のみの対応とさせていただきます（電話・FAX でのご相談も一時的に中止させて頂きます）。電話にてご予約の上、ご来所いただきますよう宜しくお願い致します。相談時間は平日の午前（9：00～12：00）、午後（13：00～15：00）の時間帯と致します。ご予約いただいた時間を過ぎますと、他のお客様にご迷惑をおかけすることとなりますので、相談時間の厳守にご協力いただきますようお願い致します。

2 . 著しい不備・不都合のある確認申請図書、設計者の事前チェックがなされていないと思われる確認申請図書の事前審査について

事前審査をお待ち頂いている他のお客様にご迷惑をおかけすることとなりますので、確認申請を返却させて頂く場合もございます。その場合、事前審査受付手続きからやり直しとさせて頂く場合もございますので内容を十分確認の上、提出して下さい。事前審査の迅速化にご協力をお願い致します。

3 . 確認申請、及び検査申請は通常通り平日の午前 9 時より午後 5 時まで受付しております。どうぞ宜しくお願い致します。

検査時不備書類等の提出については、お預かりし、後日担当検査員より御連絡させて頂きます。